解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

大分県竹田市大字米納六五九番地

社団法人竹田市わかば農業公社

代表清算人　首藤　勝次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十九日開催の理事会の決議を経て、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

宮崎県宮崎市橘通西一丁目一番一号

財団法人宮崎市花のまちづくり公社

代表清算人　松尾　則慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市西区宮の沢一条五丁目二三番、最後の住所札幌市西区宮の沢四条五丁目一九番四〇―三〇八号　被相続人　亡　鈴木　政博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

札幌市中央区南一三条西六丁目三番一七―四〇一号、事務所札幌市中央区南一条西八丁目六番地二ＳＩＴＹビル四階

相続財産管理人　金澤　広士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県下北郡大間町大字大間字大間五四番地五、最後の住所青森県下北郡大間町大字大間字大間五四番地六

被相続人　亡　手塚　良三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

青森県むつ市中央二丁目一三番一二号　大谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大谷　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区沖野六丁目三番、最後の住所東京都板橋区小豆沢四丁目二一番一二号ルクセーヌ青山三〇三

被相続人　亡　川村　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二―六〇九号

相続財産管理人　弁護士　石田　憲司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市本町八丁目二六九七番地一、最後の住所埼玉県鴻巣市本町八丁目五番一八号　被相続人　亡　新井　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号　東和ビル四階

相続財産管理人　弁護士　竹内　和正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市大賀五九四番地、最後の住所千葉県館山市大賀五九四番地　かにた婦人の村

被相続人　亡　今上ひろ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

事務所千葉県館山市北条一八六五番地　えざわ司法書士事務所

相続財産管理人　江澤　正志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区鍛冶町二丁目一八番地一、最後の住所東京都世田谷区桜丘二丁目一五番一八号ハイツ・カワニシ四〇一

被相続人　亡　髙橋　光代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号

相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市大坂上一丁目二四番地の三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　馬場　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

事務所東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区近江二丁目三八〇番地二、最後の住所新潟県新潟市東区大形本町二丁目二番四五号　被相続人　亡　佐藤　武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荻原　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県山梨市下石森一一七六番地、最後の住所山梨県山梨市下石森一一五九番地一

被相続人　亡　松本　喜彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

山梨県甲府市北口一丁目一番八号甲府北口ビル古屋法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　宏治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県大府市桃山町一丁目一二五番地、最後の住所愛知県大府市月見町一丁目四八番地シャトー鷹羽一〇一号

被相続人　亡　髙木富志雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

愛知県日進市赤池二丁目六〇七番地クロムビル二階Ｃ

相続財産管理人　弁護士　馬路　充江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市緑区黒沢台一丁目九〇四番地、最後の住所愛知県名古屋市緑区黒沢台一丁目九〇四番地島田東住宅Ｃ棟三〇六号

被相続人　亡　山田　泰秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

愛知県名古屋市北区平安二丁目一番一〇号第五水光ビル三階

相続財産管理人　弁護士　山内　益恵